

令和 4 年 9 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 9 月 27 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年9月27日(火)
午前9時30分開会 午前10時15分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 農用地利用集積計画について
 - 議案第42号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第43号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第44号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第45号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第46号 非農地証明(遊休農地)について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 国税局からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	23 番 村松 桂子

6 欠席委員 22番 水野 敏久

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 3名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 9 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

議席番号 22 番水野敏久委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いたします。

出席委員は、24 名中 15 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 10 番酒井保委員、同 11 番陶山哲委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、7日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。7日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。補助資料3ページ5条番号2番の資材置場の案件について、書類説明会にて転用者の事業規模に比して転用面積が広すぎるのではないかとのご指摘をいただいた点について、転用者から聞き取りを行い、業務の特性上、あらかじめ資材を一定程度確保しておく必要があることや、来年の4月から従業員や車両を増やす計画があることを確認しました。また、転用者から取引先からの取引を行っている旨の証明を取得しており、問題ないものと考えております。番号4番の太陽光発電設備の案件について、転用者から計画図面を再度調整したいため、9月16日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。よろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議長

資料1議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番の6件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第38号、1ページをご覧ください。番号1番から6番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、

農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第39号、2ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、農地以外である案件です。一時転用については、該当ありません。詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに
決しました。
続きまして、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。
番号 1 番から 22 番までの 22 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 40 号、3 ペー
ジをお願いします。
番号1番から22番までの22件につきましては、書類説明会時に
ご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準、一
般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義は
ありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣
地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番
号1番、2番、4番から8番、11番から16番、18番から20番、22番
です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である
案件は番号3番、9番、10番、17番、21番です。一時転用につい
ては、番号19番、20番が営農型太陽光の案件で3年間、番号21
番、22番が工事のための休憩所等の建設で1年間と5ヶ月間の計
画です。全て農地復元誓約書の添付があります。詳細について
は、議案をご覧ください。以上です。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と
して、豊橋市長に進達することとし、番号 4 番、9 番、10 番、11
番、12 番については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県
農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、
異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに

決しました。

議長 続まして、議案第 41 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 41 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、8 月 30 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条農用地利用集積計画の作成の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

本件につきましては、1 件 1 筆 1,328 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続まして、議案第 42 号「農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画変更について」を議題といたします。

なお、番号 4 番は、私が渡し人のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件の際は、一時退席するとともに「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項の規定に基づき、議長を池田職務代理者に

務めていただきますので、よろしく申し上げます。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長、議案第 42 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、個別の除外 10 件、面積 12,324 m²です。今回の案件につきましては、8 月 8 日月曜日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、8 月 24 日水曜日の農地審査会において、本日の農地総会の議案に付すことについて、了承を得ております。

除外案件の目的としましては、資材置場等が 1 番、5 番の 2 件、駐車場が 2 番、4 番の 2 件、生活介護施設が 3 番の 1 件、分家住宅が 6 番、7 番、8 番の 3 件、自己用住宅が 9 番の 1 件、流通業務施設が 10 番の 1 件の計 10 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 農業振興地域整備計画の策定又は変更第 2 項及び第 4 条の 4 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設第 1 項第 27 号に基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

<近藤会長 退席>

<議長を池田職務代理者へ交代>

議長 議長を近藤会長と交代し、私が議長を務めさせていただきます。

内容については、ただいま市農業企画課の説明のとおりです。

まず、番号 4 番を上程いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての、農業委員会の意見は、同意する旨の意見を付

すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」
異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見はさよう決しました。
近藤会長は復席してください。
議長を近藤会長と交代します。

＜近藤会長 復席＞

＜議長を池田職務代理者と交代＞

議長

ここからは、私が議長を務めさせていただきます。
番号4番を除く9件を一括上程いたします。
それでは、質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての、農業委員会の意見は、同意する旨の意見を付
すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」
異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見はさよう決しました。

議長

続きまして、議案第43号「相続税納税猶予に関する適格者証
明について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第43号9ページをご覧ください。

議案第43号は新規に納税猶予を受けるための適格者であるこ
との証明です。それぞれの特例適用農地における作目等につい
ては、備考欄に記載のとおりでした。この2件の相続税納税猶予に
関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現
地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、
相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確
認していただきました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。

議長 続きまして、議案第 44 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 44 号、10 ページをご覧ください。
議案第 44 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案 45 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第45号、11ページから13ページをご覧ください。

議案第45号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この14件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第46号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から2番の2件を一括上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第46号、14ページをご覧ください。

番号1番から2番の2件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議長

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。資料 1、15 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 7 番の 7 件及び 16 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 20 ページ 33 番までの 33 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 21 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 22 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 23 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 4 番は雑種地課税でそれ以外は宅地課税でした。次に 24 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋国税局財務事務官からの照会です。

当該地は調整区域の農地で、全て農振農用地に指定された色地

の農地で、現地調査の結果、現況も農地でしたので農地性ありと判断しました。8月31日付事務局長名で回答しました。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時05分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前10時06分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時15分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年9月27日

議 長
(会長 近藤 好幸)

(会長職務代理者 池田 和浩)

議事録署名者
(10番 酒井 保 委員)

議事録署名者
(11番 陶山 哲 委員)